

# 平成29年3月12日から免許区分が変わります!

## 準中型免許新設のご案内

18歳から車両総重量7.5トン未満のトラックが運転できるようになります!

**新しい免許制度は  
平成29年3月12日(日)から施行されます。**

3月12日以降は、普通免許で運転できる車種が  
車両総重量3.5トンまでと限定される事となります。

### 改正のポイントについて

**Point 1** 今の普通免許は「5トン限定準中型免許」になります。  
「5トン限定準中型免許」の限定解除は4時限でOK!

**Point 2** 準中型免許の教習時限は、普通免許より  
技能教習が7時限プラスになります。



**Point 3** 準中型免許は  
18歳から普通免許同様に取得可能!

**Point 4** 準中型免許は車両総重量7.5トン未満のトラックに  
乗れるようになります!

### 【現在の免許制度】

5トン		11トン	
車両総重量			
普通免許	中型免許	大型免許	
普通自動車	中型自動車	大型自動車	
18歳以上	20歳以上 普通免許等保有 通算2年以上	21歳以上 免許保有 通算3年以上	



### 【平成29年3月12日以降は新しい免許制度に移行】

3.5トン		7.5トン		11トン	
車両総重量					
普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許		
普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車		
18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許等保有 通算2年以上	21歳以上 免許保有 通算3年以上		

ということで!  
早めに  
普通免許取得した方が  
お得です。

### Q: 新免許区分が導入される理由はなんですか?

A: 最近の小型トラックは設備の増強などにより重量が増加して5tを超えるものが増えており(コンビニの配送車両に多い)、現行の普通免許では運転することができなくなっています。そのため、中型免許が必要になるのですが、高校生の新卒者が就職しようとしても、すぐに中型免許を取得することはできません。また、就職した場合も中型免許が取得できる20歳まで運転することが出来ませんので、ドライバー不足が問題になっています。

同じ普通免許を取得するのでも3月11日までに免許を取得しておけば...

**車両総重量5t未満3.5t以上 積載量3t未満の車を運転することができます!!**

逆に1日でも免許取得が遅れると  
車両総重量3.5t未満・積載量2t未満の車しか運転が出来なくなります。

また、将来的に上位免許を取得しようとする際には、教習時限が長く、教習費用が高くなります。  
就職先での車も運転できなくなる方も出てきますので、早めに免許取得をし、将来的に損をしないようにしてください。

